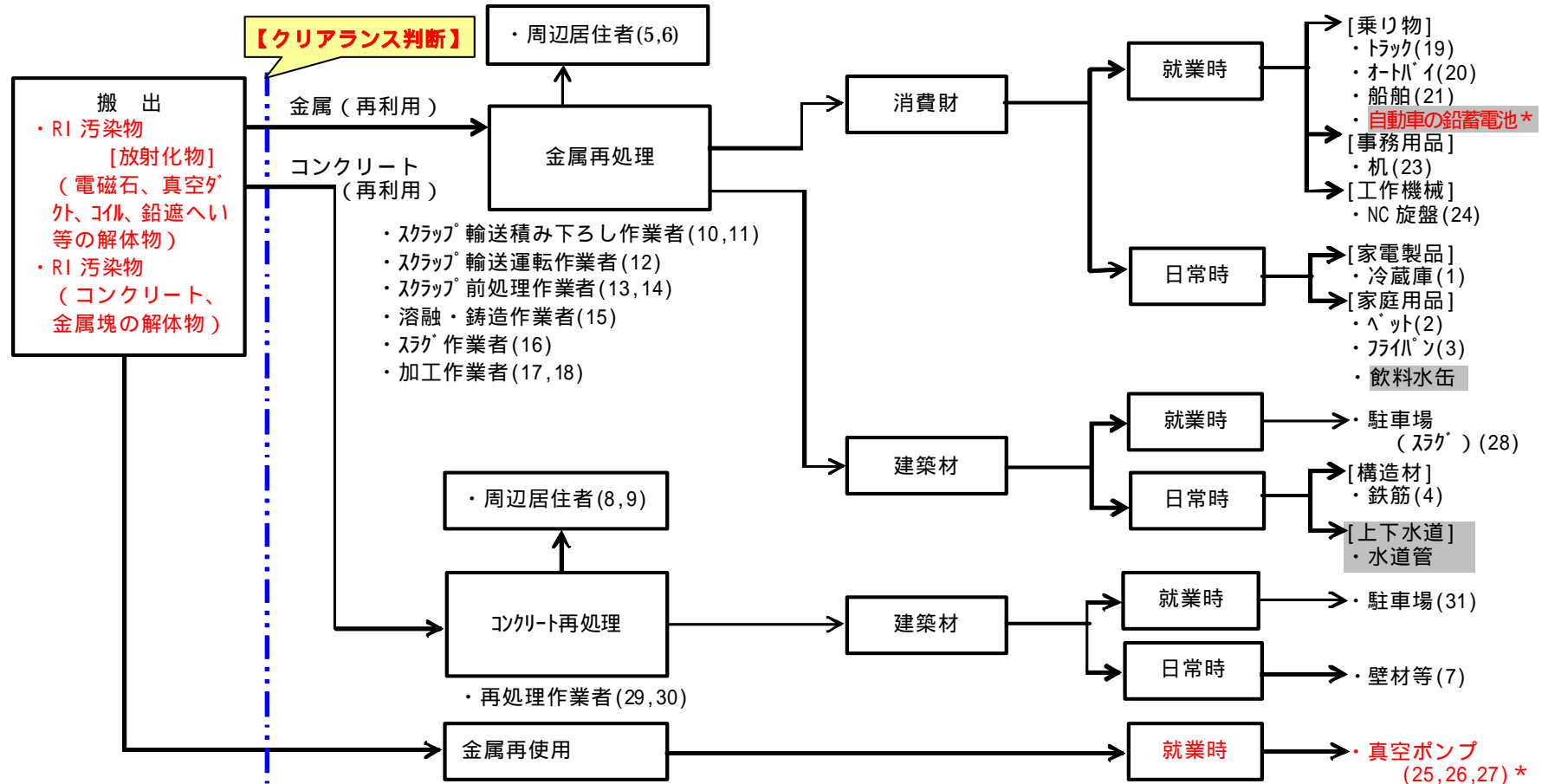


RI の使用等及び放射線発生装置の解体等に伴って発生する RI 汚染物のクリアランスレベルの算出に係る再利用、再使用の評価経路（案）

平成 21 年 9 月 15 日

放射線規制室



()内は選定された評価経路 No.を示す。

*は放射化汚染物の評価に適用

網掛けは、「原子炉施設及び核燃料施設の解体等に伴って発生するもののうち放射性物質として取り扱う必要のないものの放射能濃度について」報告書において、対象物に起因して現実的に起こり得ると想定される全ての評価経路を考慮した上で、他の経路と比較して線量が十分小さいと判断された経路であり、今回の検討においても除く評価経路を示す。